

【料金表】

○医療保険給付対象サービス（精神科訪問看護利用の場合）

利用者の医療保険区分により、利用料の1～3割の自己負担額となります。
 障害者自立支援医療等の公費負担制度利用されている場合は対象となります。

精神科訪問看護基本療育費（Ⅰ）（Ⅲ※）

（Ⅲ※ 同一建物居住者に同一日にお二人の利用者を訪問した場合）

	看護師		准看護師	
	30分未満	30分以上	30分未満	30分以上
週3日まで	4,250円	5,550円	3,870円	5,050円
週4日以降	5,100円	6,550円	4,720円	6,050円

精神科訪問看護基本療育費（Ⅱ）

1,600円／週3回 延長（8時間限度に1時間 400円）
精神障害者施設等において同時に複数の患者に同時に訪問看護を行った場合

精神科訪問看護基本療育費（Ⅳ）

8,500円／入院中1回（試験外泊時）
退院後に訪問看護を受けようとする利用者が在宅療養に備えて、一時的に入院中に外泊する際に訪問看護を行った場合

（Ⅰ）及び（Ⅲ）に対する「複数名精神科訪問看護加算」

看護師が複数名で訪問看護を行った場合	週1回 看護師+4,300円 准看護師+3,800円
--------------------	----------------------------

「長時間精神科訪問看護加算」

特別訪問看護指示書により1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合	週1回+5,200円
----------------------------------	------------

※精神科訪問看護は週3回を限度としますが、利用者が急性憎悪したなどで主治医が一時的に頻回の精神科訪問看護が必要と認め、特別訪問看護指示書が交付された場合はこの限りではありません。

訪問看護管理療養費

月の初回の訪問日	+7,400 円
2 日目以降 訪問 1 日につき	+2,980 円

「訪問看護管理療養費加算」

24 時間連絡体制加算	24 時間電話での連絡が取れます	月 1 回 2,500 円
退院時共同指導加算	医療保険で週 3 日を超える訪問看護を行う事ができる利用者で、保険医療機関又は介護老人保健施設からの退院時にステーションの看護師と病院施設の職員と退院後の在宅療養生活についての指導を入院中に共同で行った場合	1 回限り 6,000 円
退院支援指導加算	退院日に訪問看護が必要で実施した場合	6,000 円
在宅患者連携指導加算	利用者の同意を得て訪問診療を実施している保険医療機関 歯科訪問診療を実施している保険医療機関 訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局 と月 2 回以上情報共有と療養上必要な指導を行った場合	月 1 回 3,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更に伴い保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに参加し利用者や家族に対して指導を行った場合	月 2 回 2,000 円
訪問看護情報提供療養費加算	訪問看護を行った 2 週間以内に、利用者の同意を得て市町村、保健所、精神保健福祉センターに対して指定訪問看護に関する情報提供した場合	月 1 回 1,500 円

- ・ 訪問先が、事業実施地域以外の場合 10 円/1 Km の交通費を徴収致します。
- ・ 交通費の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、交通費を記載した領収書を交付します。その際には、あらかじめ事前に説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を頂きます。

以上ご不明な点はお気軽に訪問職員にお尋ねください。

○介護保険給付対象サービス（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護利用の場合）

原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。

利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

※1単位 10.21円とします

	看護師（1割の金額）			准看護師（1割の金額）		
	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満
1人訪問	474単位	834単位	1,144単位	427単位	751単位	1,030単位
※複数訪問	728単位	1,236単位	1,546単位	681単位	1,153単位	1,432単位

※複数名での訪問看護は利用者、家族の同意を得て、特別の条件に該当する場合のみ行うことができます。

「加算」

長時間訪問看護加算	1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる場合	1回 300単位
訪問看護初回加算	過去2ヶ月間訪問看護を受けていない場合で、新たに訪問看護計画書を作成した利用者に対して初回の訪問看護を行った場合	1月 300単位
退院時共同指導加算	病院又は介護老人保健施設から退院するに当たり、入院先の医師や職員と共同で在宅での療養上必要な指導を行い文章で提出した場合	1回 600単位
サービス提供体制強化加算	サービス提供の体制の強化条件を満たしている場合	1回毎 6単位

- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により事業者の直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。
- ・訪問先が事業実施地域以外の場合、事業実施地域を越えて10円/1Kmの交通費を徴収致します。
- ・交通費の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、交通費を記載した領収書を交付します。その際には、あらかじめ事前に説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を頂きます。

以上ご不明な点はお気軽に訪問職員にお尋ねください。